

財務諸表に対する注記

1.重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品一定額法
- ・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金－職員の退職給付に備えるため確定給付企業年金法に基づく要支給額を計上しています。
なお、今期より京都社会福祉事業企業年金基金への移行に伴い移行後3年間退職共済預け金と退職給付引当金の取り崩しを行っている。
- ・徴収不能引当金－利用者負担金の未収期末債権の1,000分の10を計上している。

2.重要な会計方針の変更

今期より「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い等について」及び「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて」(新会計基準)を採用している。

3.法人で採用する退職給付制度

一般財団法人 京都府民間社会福祉施設職員共済会が実施する確定給付企業年金を採用している。

4.法人が作成する財務諸表等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する財務諸表は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の財務諸表(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)
- (4) 収益事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

5.基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	200,303,720			200,303,720
建物	528,090,905	50,319,518	71,261,543	507,148,880
合計	728,394,625	50,319,518	71,261,543	707,452,600

6.会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7.担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地 202,300,000 円

財務諸表に対する注記

建物	1,332,527,103 円
計	1,532,830,823 円

担保に供されている債務の種類及び金額は以下のとおりである。
設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)

	31,000,000 円
計	31,000,000 円

8. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	200,303,720		200,303,720
建物(基本財産)	1,332,527,103	825,378,223	507,148,880
その他の固定資産			
建物	3,360,000	600,320	2,759,680
構築物	36,838,095	18,953,308	17,884,787
機械及び装置			
車輛運搬具	13,601,772	8,176,439	5,425,333
器具及び備品	43,592,856	34,648,848	8,944,008
有形リース資産	3,288,411	1,098,328	2,190,083
無形リース資産	2,435,265	813,378	1,621,887
合計	1,635,947,222	64,290,621	746,278,378

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高(貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要。)

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。事業未収金(利用者負担分)を引当計上

(単位:円)

	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	61,095,883	9,000	61,086,883
未収金	2,634,221		2,634,221
合計	63,730,104	9,000	63,721,104

10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益

該当なし

11. 関連当事者との取引の内容

該当なし

12. 重要な偶発債務

該当なし

13. 重要な後発事象

該当なし

14. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増額の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし